3　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては一の1㈠、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画（既存事業者が提出するものに限る。）にあっては同1㈡及び㈣並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては同1㈢に掲げる無線局の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画

4　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては一・七GHz帯全国バンド特定基地局、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては三・四GHz帯全国バンド特定基地局及び一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局による一の総合通信局の管轄区域ごとの人口カバー率に関する年度の末日ごと並びにメッシュごとの計画

5　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、高度特定基地局の運用の開始に関する計画（高度特定基地局の無線設備の信号の伝送速度並びに高度特定基地局に用いる空間分割多重方式、適用多値変調及びキャリアアグリゲーション技術に関する計画を含む。）

二　開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

1　特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠

2　特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠

3　特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠

三　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

1　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画

2　特定基地局の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画並びにその根拠

3　2の電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠

4　電気通信主任技術者（電気通信事業法第四十五条第一項に規定する電気通信主任技術者をいう。以下同じ。）の選任及び配置に関する計画並びにその根拠

5　2の電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画及びその根拠

四　財務的基礎に関する事項

1　特定基地局の運用による電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。）により生ずる収益に関する年度ごとの見通し及びその根拠

2　1の電気通信事業に係る電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の契約数に関する年度ごとの見通し及びその根拠

3　特定基地局に係る設備投資の額その他1の電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し及びその根拠

4　1の電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠（注一）

5　1の電気通信事業に係る収支及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し並びにその根拠

五　業務執行体制の整備に関する事項

1　法令遵守のための対策（2及び3の対策を除く。別表第二の六において同じ。）及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注二）

2　個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注三）

3　電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注四）

六　混信等の防止に関する事項

1　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては次の㈠及び㈡、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては次の㈢から㈤まで並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては次の㈠及び㈥に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠

㈠　一、七一〇MHzを超え一、八五〇MHz以下の周波数を使用する公共業務用無線局

㈡　一、七四九・九MHzを超え一、七五〇MHz以下又は一、八四四・九MHzを超え一、八四五MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局

㈢　三、四〇〇MHzを超え三、四五六MHz以下の周波数を使用するＳＴＬ等

㈣　三、四〇〇MHzを超え三、四五六MHz以下の周波数を使用するＦＰＵ

㈤　三、四〇〇MHzを超え三、四八〇MHz以下の周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局

㈥　東名阪区域において一、七六五MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、八六〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局

2　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、三・四GHz帯全国バンド特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者の無線局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項に関する計画並びにその根拠

3　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、第五章第十四項に定める体制の整備に関する計画及びその根拠

七　終了促進措置に関する事項

1　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては第二章第三項第二号及び第三号、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては第三章第三項第二号及び第三号並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては第四章第三項第二号及び第三号にそれぞれ規定する費用の負担に充てることが可能な金額の総額（以下「負担可能額」という。）